

多摩市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート 集計結果

実施期間： 令和6年4月5日（金）～令和6年5月10日（金）

送付・回答状況

送付事業者数	回答件数	回収率
67	51	76.1%
前年【73】	前年【34】	前年【46.6%】

回答件数内訳 工事8 委託39 指定管理4

※設問によって複数回答や未回答があるため、回答件数と一致しない。

以下の自由意見は、基本的にそのままの文章で掲載をしております。

（委）委託受託事業者、（工）工事業者、（指）指定管理事業者

アンケートのまとめ（分析結果）

（主な肯定的意見）

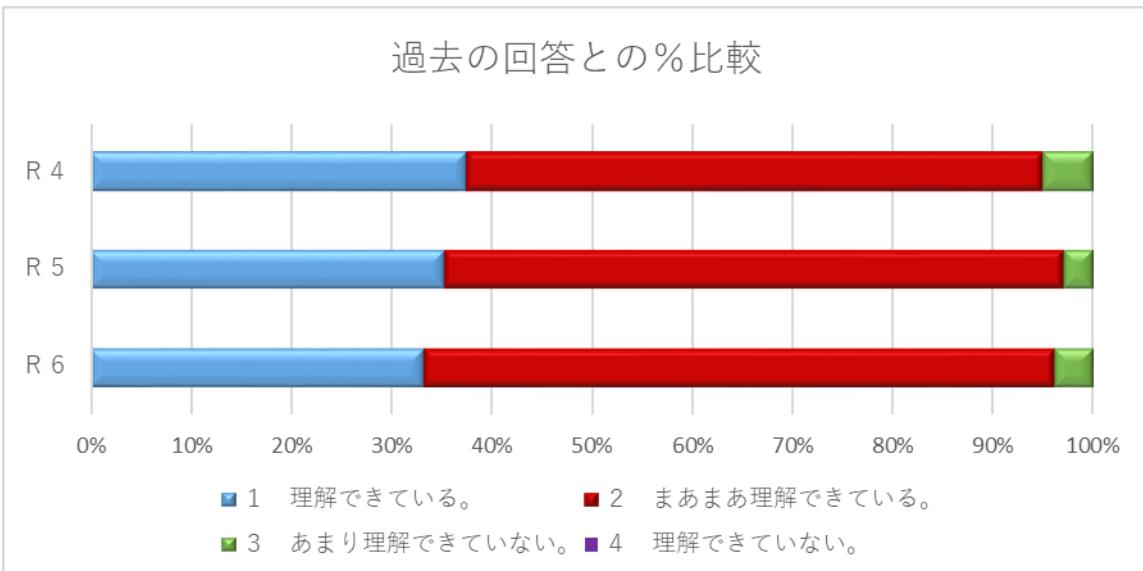
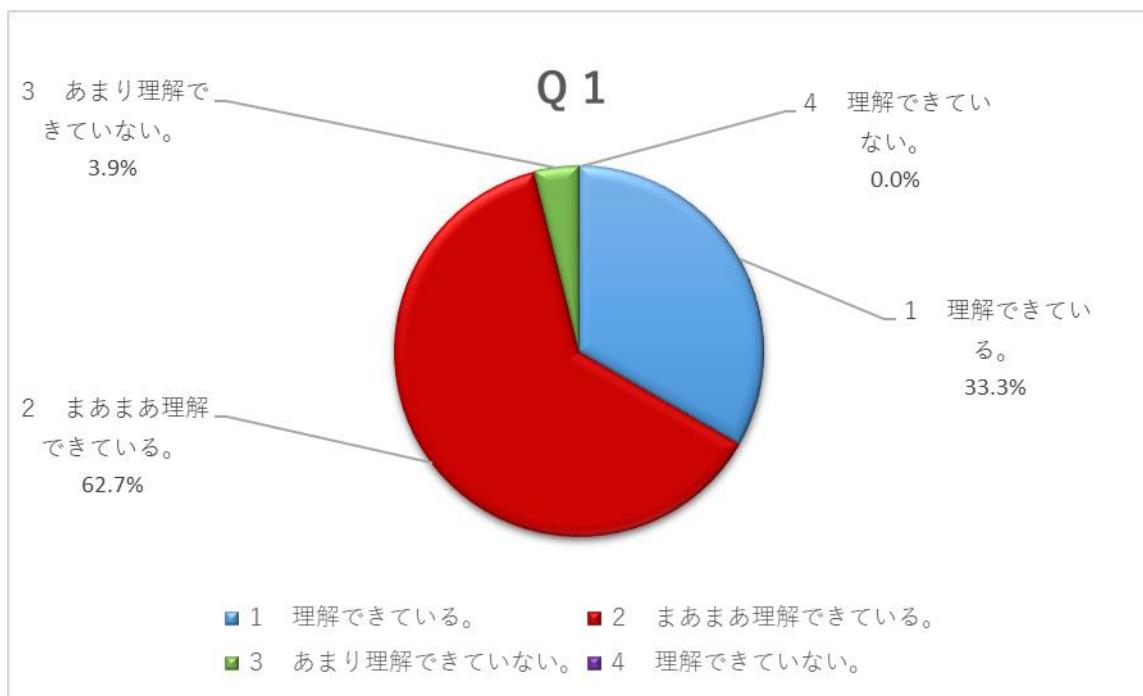
- ① （委）業務に従事する者に適正な賃金を支払う必要があることから、安価な応札が減少することに繋がる。
- ② （委）労働環境の整備が進み業務従事者の定着が促進された。
それぞれ健全な社会生活を営める大きな成果があると考えます。
- ③ （指）他求人より時給が高いので雇用が安定しており、長く働いていただける。
- ④ （委）当該業務に従事する者の適正な労働条件が確保されたことにより業務の技能向上が進み、より良い公共サービスを提供できる基盤が出来た。
- ⑤ （工）協力業者のモチベーション向上や労働者確保につながり、施工の向上につながった。
- ⑥ （委）適正な価格による競争になったので、企業に安定につながり活性化している。

（主なその他の意見）

- ① （委）労働者の賃金、労働条件が適正であれば、労働者も安心して働くので、公契約条例は必要な制度だと思う。しかし、条例が工事、業務の質と関係あるかは疑問に思う、むしろ、各企業の取り組みの問題ではないか。
- ② （委）ここ数年、もはや労務報酬下限額をはるかに超える水準の賃金を提示したところで人を集めるのが困難な状況であり、近年の労働者は労働条件が悪ければ簡単に辞めて転職してしまう時代になっていると思うので。
- ③ （委）多摩市発注の入札案件すべてに適用されて無い為

Q 1 公契約条例が制定され、12年が経過しましたが、公契約条例の制度についてどれくらい理解できていると自己評価されますか。

項目	回答数	前回	前々回
1 理解できている。	17	12	15
2 まあまあ理解できている。	32	21	23
3 あまり理解できていない。	2	1	2
4 理解できていない。	0	0	0



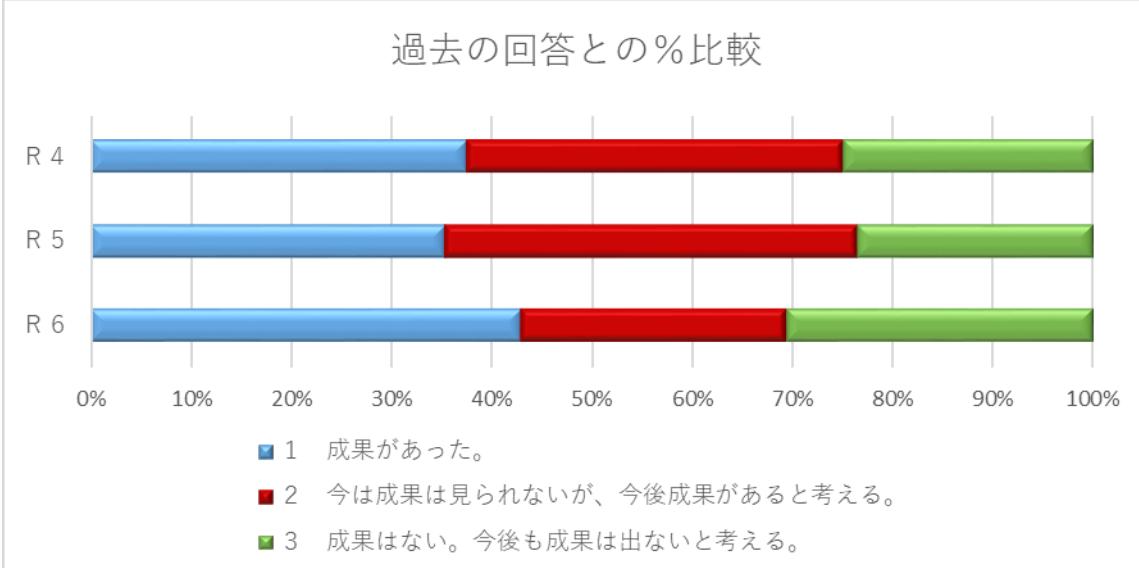
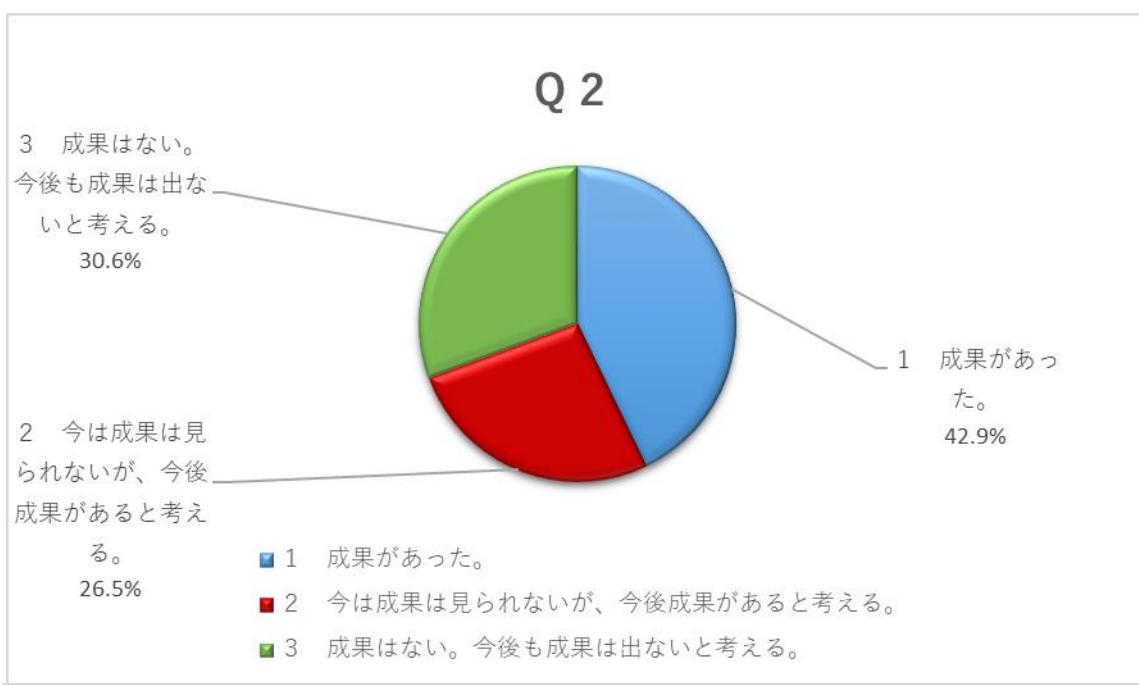
<自由意見>

3 あまり理解できていない。

- ① (委) 特にありません。
- ② (委) 業所へのリーフレット等資料の配布。

Q 2 事業が公契約条例対象案件となったことで、業務に従事する者の適正な労働条件の確保が進み、労働者の生活の安定に結びつく成果がありましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 成果があった。	21	12	15
2 今は成果は見られないが、今後成果があると考える。	13	14	15
3 成果はない。今後も成果は出ないと考える。	15	8	10



<自由意見>

1 成果があった。

- ①(委) 業務に従事する者に適正な賃金を支払う必要があることから、安価な応札が減少することに繋がる。
- ②(委) 成果があったと回答しましたが、賃金・労働時間の確保は以前より実施しておりました。
- ③(委) 現在、就職氷河期世代が該当しております成果があつたと思われます。
- ④(委) 労働者の生活の安定に結びつく成果がありました。
- ⑤(委) 以前より公契約条例対象事業以上の料金を支払ってきていますので、何を基準に成果の有無を判断すれば良いのか分からぬ。
- ⑥(委) 労働環境の整備が進み業務従事者の定着が促進された。
それぞれ健全な社会生活を営める大きな成果があると考えます。
- ⑦(委) 労働環境を適正化し担当業務を履行し、計画的な労働時間確保により業務効率化を行えた。
- ⑧(委) 東京都の最低賃金アップに伴う公契約条例最低賃金改定に準じて時給をあげることができた。
- ⑨(委) 日頃から最低賃金を上回るようにしている。
- ⑩(委) パート職員も含め不要な長時間勤務がない。
- ⑪(委) 対象案件になっている事で、より一層意識するため。
- ⑫(委) 成果はあったが、情勢の変化によって労務過多になっている部分もある。
- ⑬(委) 賃金の下限額が示されることで確実な賃金の支払いが求められるため
- ⑭(委) 多摩市公契約条例による最低賃金が東京都の最低賃金を上回っていた時期については成果が有つたと思います。逆転が生じてからは、他自治体と水準が変わらないものと思います。
- ⑮(委) 業務に関して無理なことはしないとうい意識が市と会社それぞれに出てきているので時間的な余裕は出でてきていると思います。
- ⑯(工) 週休2日の実現
協力業者への適正な賃金の支払い
- ⑰(指) 労働者の賃金を一定水準以上に保つことで人材の確保につながる。
- ⑱(指) 他求人より時給が高いので雇用が安定しており、長く働いていただける

2 今は成果は見られないが、今後成果があると考える。

- ①(工) 適正な労働条件の確保、労働者の生活の安定は公契約条例対象案件になる前から事業者が取り組んでいた内容である。しかし今後、社会情勢の変動により、労働条件の大幅な悪化等が発生した場合に、成果として發揮されるのではないかと考える。
- ②(委) 労務単価が変更になる毎に賃金の見直しは行っている。労働者の生活安定につながるかというのはわからない。
- ③(委) 労働者の賃金水準を維持することで適正な労働条件を確保でき、労働者の生活が安定

すると思う

④(委) 労働条件の確保は進んだとは思いますが、物価上昇には追いついていない状況だと思います。

⑤(委) 効果はすぐに出ないと思うから

⑥(委) 基準額が明確になることは良いことだと思う

⑦(委) 現在は分からぬが、今後この制度が労働条件と結びつく可能性が大いにある。

3 成果はない。今後も成果は出ないと考える。

①(委) 成果が見られないため。

②(委) ここ数年、もはや労務報酬下限額をはるかに超える水準の賃金を提示したところで人を集めるのが困難な状況であり、近年の労働者は労働条件が悪ければ簡単に辞めて転職してしまう時代になっていると思うので。

③(指) 単価金額のインパクトがない。例年最低賃金に追いつかれ・単価変更の繰り返し。

④(委) 事業が対象案件にはなっていますが業務内容、単価等の見直しなどは後回しになっておりますので疑問に思います

⑤(委) 常に公契約条例より高い水準で運営している為

⑥(委) 公契約条例と労働者の労働条件確保及び生活の安定を結びつけるには無理があります。企業努力による部分だと思います。

⑦(委) 対象案件になる前から基準以上の待遇をしていたため

⑧(委) 最低賃金に近い金額しか確保されていないし、人件費総額が低いため。

⑨(委) 最低賃金との追いかけっこ状況であり、最低賃金がこれほど年により上がっている状況を考えるともう十分なのではないのかと考えてしまう。

⑩(委) 「生活の安定に結び付く成果」は感じていない。

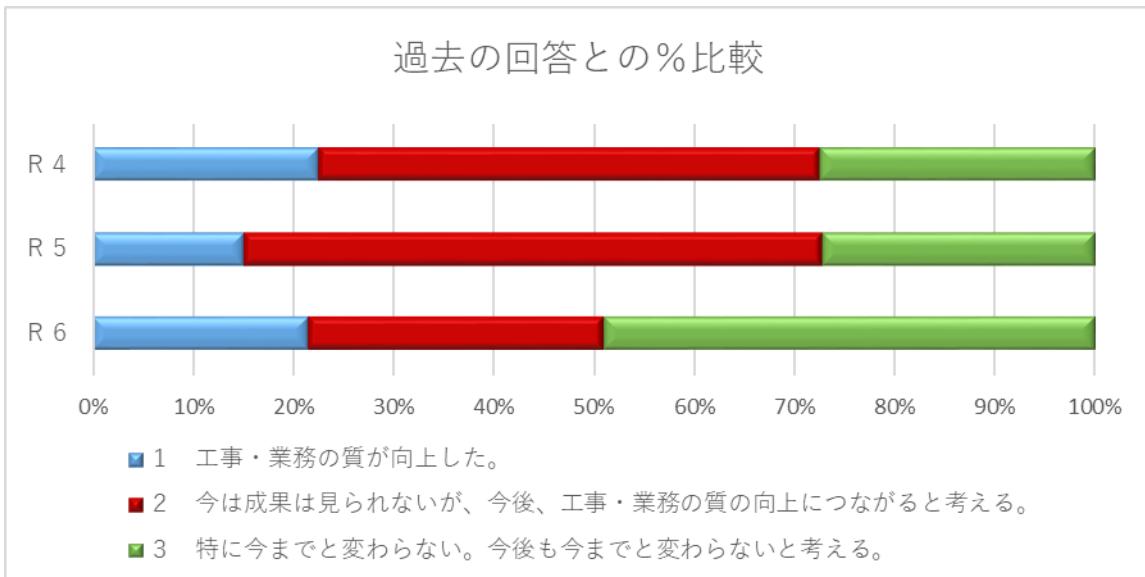
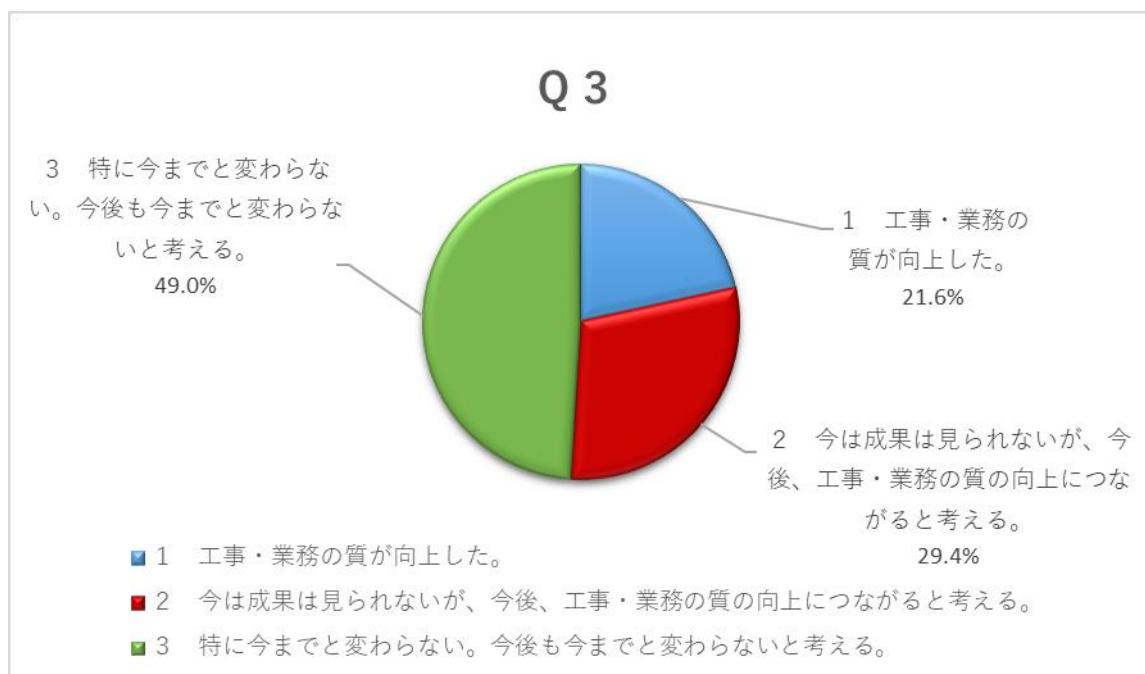
⑪(委) 現状、採用に影響しない為

⑫(工) 手間が増えているだけで、なんら成果を感じられません

⑬(工) 公契約条例の対象案件とは関係なく、適正な労働条件の確保に努めているため

Q 3 事業が公契約条例対象案件となったことで、工事・業務の質の向上につながりましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 工事・業務の質が向上した。	11	5	9
2 今は成果は見られないが、今後、工事・業務の質の向上につながると考える。	15	19	20
3 特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと考える。	25	9	11



<自由意見>

1 工事・業務の質が向上した。

- ①(委) モチベーションの向上に繋がったと思われます。
- ②(委) 人員の確保が出来た場合は質の向上につながったと思います。
- ③(委) 業務の質が向上した。

- ④(委) 当該業務に従事する者の適正な労働条件が確保されたことにより業務の技能向上が進み、より良い公共サービスを提供できる基盤が出来た。
- ⑤(委) 業務全般の質の向上に向け、安心・確実・迅速・親切・手寧をモットーに引き続き業務を遂行してまいります。
- ⑥(委) 社会福祉という特性上、公平なサービス提供に資することが大切であり、質の向上につながっている
- ⑦(委) 業務の根幹である人員確保の面から、採用・人員の定着に繋がり、教育課程を得て業務の質向上につながったと考えます。
- ⑧(工) 協力業者のモチベーション向上や労働者確保につながり、施工の向上につながった。

2 今は成果は見られないが、今後、工事・業務の質の向上につながると考える。

- ①(委) 公契約条例の最低賃金を担保できることで、従業員のモチベーションアップにつながるようできればと考える
- ②(工) 適正な労働条件の確保、労働者の生活の安定は公契約条例対象案件になる前から事業者が取り組んでいた内容である。しかし今後、社会情勢の変動により、労働条件の大幅な悪化等が発生した場合に、成果として發揮されるのではないかと考える。
- ③(委) 作業の内容がとても過酷な部分も含むので、金銭だけで向上するのか不明です。
- ④(委) 事業の性格上、業務の質との関連性がいまひとつピンときていません
- ⑤(委) 効果はすぐにでないから
- ⑥(委) 業務の質の向上については、常に話し合っている状況なので、すぐに結果が出ることではない。今後も続けていき、向上につなげていきたい。
- ⑦(委) 労働者、事業者、地域それぞれのメリットが活かされると考える。
- ⑧(委) 現時点では何とも言えないが、今後は可能性が高いと考えている。
- ⑨(委) 特に業務の質には影響がみられないが、下限額が上がっていくことで仕事へのモチベーションがアップされると思われる。

3 特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと考える。

- ①(委) 弊社としてはこれまでも適切な賃金を支払ってきているので、制度導入が業務の質の向上に繋がっているという印象は薄い。
- ②(委) 今までと変わらないため。
- ③(委) 案件になったとはいえ、成果の品質、作業内容も変わっておりません。
- ④(委) 労働者の賃金、労働条件が適正であれば、労働者も安心して働くので、公契約条例は必要な制度だと思う。しかし、条例が工事、業務の質と関係あるかは疑問に思う、むしろ、各企業の取り組みの問題ではないか。
- ⑤(委) ここ数年、もはや労務報酬下限額をはるかに超える水準の賃金を提示したところで人を集めるのが困難な状況であり、近年の労働者は労働条件が悪ければ簡単に辞めて転職してしまう時代になっていると思うので。
- ⑥(指) 質の向上に繋がっているとの実感はない。
- ⑦(委) 事業が対象案件にはなっていますが業務内容、単価等の見直しなどは後回しになって

おりますので疑問に思います

- ⑧(委) 常に公契約条例より高い水準で運営している為
- ⑨(委) 弊社の対象業務は清掃が主のため、対象年齢の方がほとんどおりません。
- ⑩(委) 企業努力が業務の質を向上させているのであると考えています。
- ⑪(委) これまでも業務の質の安定を重視しており、今後も努力していく予定ため。
- ⑫(委) 逆に、扶養の範囲内で働きたい希望者による勤務時間の制限が出てしまつており、仕事の質を考えると本末転倒な状況が訪れている。
- ⑬(委) 質に関しては、公契約条例対象案件でなくとも、法人規程や施設としてのルールの中で確保できている
- ⑭(委) 給与水準は、法令に則他部署（人事課）が管理しているため
- ⑮(委) 業務内容に変更がない為
- ⑯(委) 目に見えて変わったところはないと思います
- ⑰(工) やることは一緒。事務の手間が増えただけです。
- ⑱(工) 公契約条例の対象案件とは関係なく、工事・業務の質の向上を目指しているため
- ⑲(工) 公契約条例が設定する労務報酬下限額より相当金額が高額で下請契約をさせていただいているのが現状であります。下請業者も元請業者同様、選別受注に取り組んでおり安価な提示では断られてしまいます。
- ⑳(指) 向上に貢献する単価とは思えない。

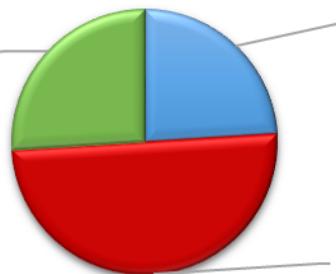
Q 4 公契約条例対象案件の事業を進めていく中で、公契約条例が施行されたことで地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられた。	12	8	10
2 今は成果は見られないが、今後、地域経済・地域社会の活性化につながると考える。	25	13	17
3 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられない。今後も活性化につながるとは思えない。	13	12	13

Q 4

3 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられない。今後も活性化につながるとは思えない。

26.0%



1 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられた。

24.0%

2 今は成果は見られないが、今後、地域経済・地域社会の活性化につながると考える。

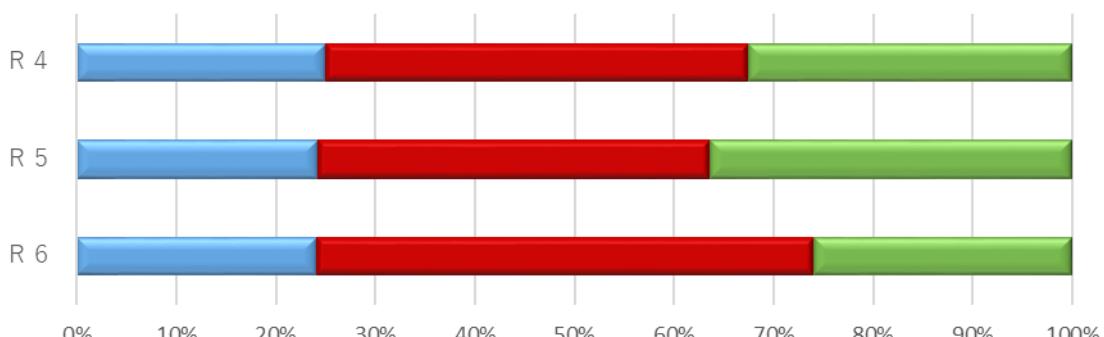
50.0%

■ 1 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられた。

■ 2 今は成果は見られないが、今後、地域経済・地域社会の活性化につながると考える。

■ 3 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられない。今後も活性化につながるとは思えない。

過去の回答との%比較



■ 1 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられた。

■ 2 今は成果は見られないが、今後、地域経済・地域社会の活性化につながると考える。

■ 3 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられない。今後も活性化につながるとは思えない。

<自由意見>

1 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられた。

①(委) モチベーションの向上に繋がったと思われます。

②(委) 地域社会の活性化につながったと感じられた

③(委) 外注に多摩市民の業者をお願いする事で、労働者には当社の待遇に満足して頂いている様ですが、それ以外に活性化につながったという基準と評価の方法がわかりませんが、恐らくつながっていると思います。

- ④(委) 市民生活に関わる業務を通じて、地域社会の為に貢献することを重要性と認識し、会社は感動の公共サービスをコンセプトとし、業務の向上を地域住民の快適な暮らしに役立つよう安全で心のこもった品質の高いサービスを目指している
- ⑤(委) 活性化につながっているが、すべてのニーズに応えきれていない現状もある。
- ⑥(委) 弊社従業員の大半は現地採用であり多摩市民です。地域住民の雇用・生活に対し効果があり、地域の経済や社会の活性化に効果があったと考えます。
- ⑦(委) 適正な価格による競争になったので、企業に安定につながり活性化している。
- ⑧(工) 休日の工事が減ることで。地域の環境向上につながった。
- ⑨(工) 若干ではありますが地場業者との下請契約を促した結果、多少なりとも意識はして取り組んではおります。
- ⑩(指) 近隣にお住まいの方を中心に採用ができている

2 今は成果は見られないが、今後、地域経済・地域社会の活性化につながると考える。

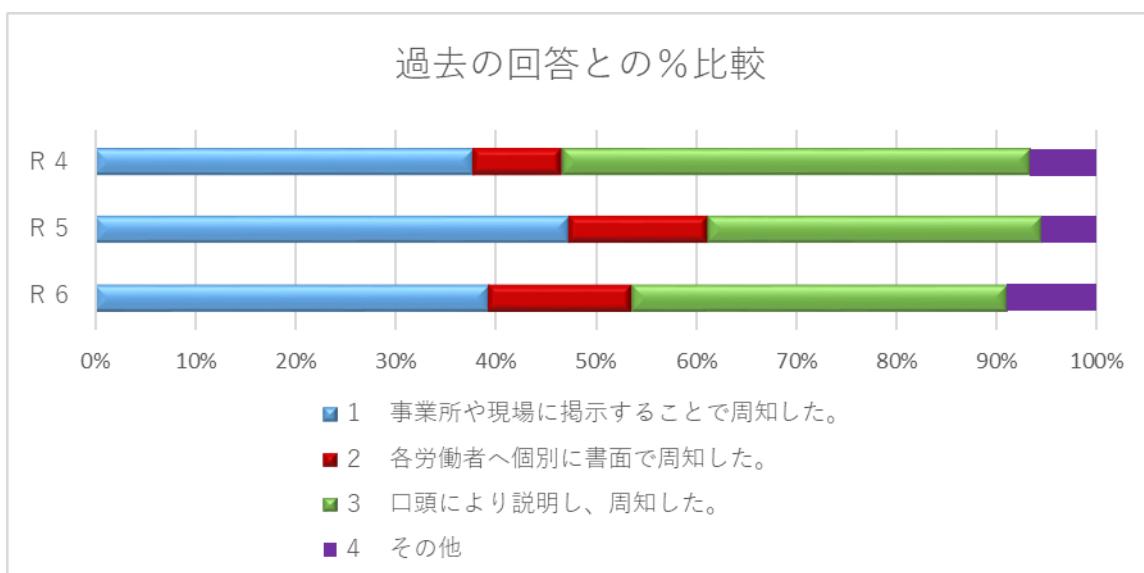
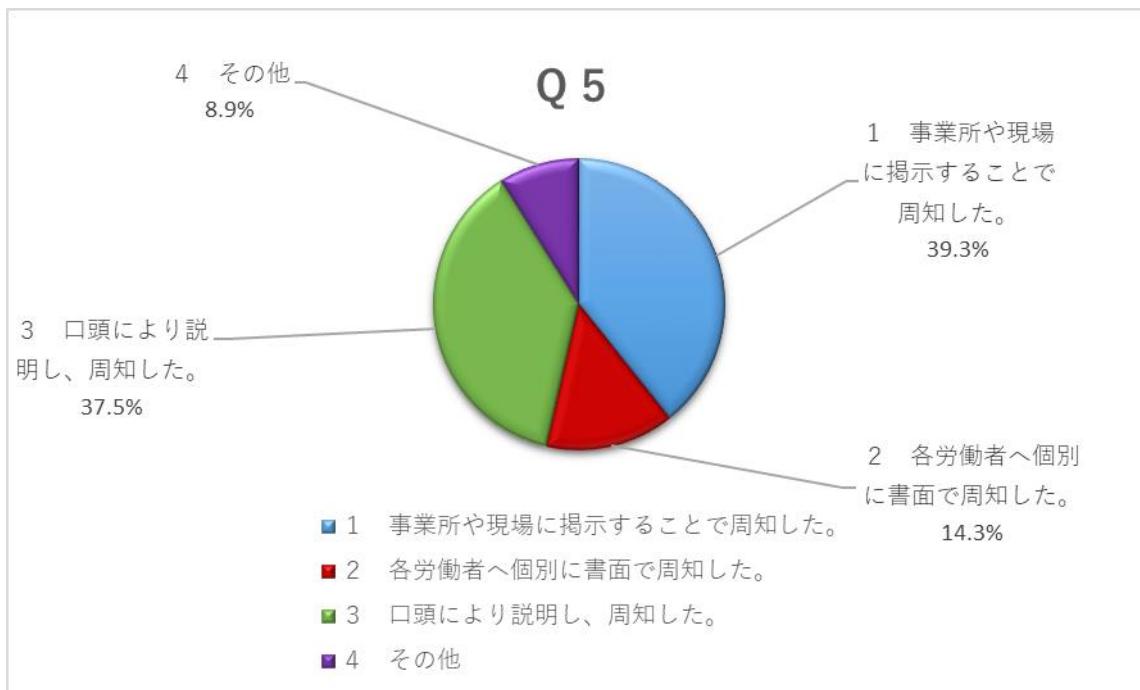
- ①(工) 適正な労働条件の確保、労働者の生活の安定は公契約条例対象案件になる前から事業者が取り組んでいた内容である。しかし今後、社会情勢の変動により、労働条件の大幅な悪化等が発生した場合に、成果として發揮されるのではないかと考える。
- ②(委) 業務に従事する者には、市内にお住まいの方を採用するよう努めています。市内の仕事ですので、市内の方々と完結するのが理想だと考え行っています。
- ③(委) 本制度の趣旨が直接的に地域の活性化につながるものか疑問ではあるが、賃金向上により携わる方々の所得が増えれば活性化に繋がるのかもしれない。
- ④(委) 成果は見られないが、期待をこめて
- ⑥(委) 今後の成果に期待致します。
- ⑦(委) 今は成果を感じられないが、長い目でみて、公契約条例が施行されたことで、地域経済・地域社会が活性化すること期待している。
- ⑧(委) 公契約条例により、適正な請負価格が維持できた場合は徐々に地域の活性化につながっていくと思います。
- ⑨(委) 現在行っている担当業務は地域貢献が行えると推測される。
- ⑩(委) 効果はすぐに出ないから
- ⑪(委) 地域との連携は大切な役割の一つだと感じているので、今後も何が必要なのか考えて、地域の活性化につなげていきたい
- ⑫(委) 公契約に関する理解や知識を深める取り組みをすることにより、今後活性化することはあると感じる。
- ⑯(委) はじめて労働台帳を記載したので、有用性についてまだ実感できていない
- ⑭(委) 安定的な雇用により、サービスの質の向上が図られると考えるので
- ⑮(委) 地域社会の活性化に繋がっているとは考えにくいが、期待してお互いに進めていく必要はある。
- ⑯(指) 賃金が一定水準以上のため、労働者の確保がしやすくそれが地域経済・地域社会の活性化と考えるが実感としてはない。

3 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられない。今後も活性化につながるとは思えない。

- ①(委) ここ数年、もはや労務報酬下限額をはるかに超える水準の賃金を提示したところで人を集めるのが困難な状況であり、近年の労働者は労働条件が悪ければ簡単に辞めて転職してしまう時代になっていると思うので。
- ②(指) 現在の公契約の単価は活性化につながる金額とは思えないため
- ③(委) 私共がお請けしている業務に関しては悪化していると感じます
- ④(委) 多摩市発注の入札案件すべてに適用されて無い為
- ⑤(委) 雇用側としては活性化につながったと感じられませんが、今後はわかりません。
- ⑥(委) 地域の活性は行政、市民の努力が必要であると考えています。
- ⑦(委) 実感がないため
- ⑧(委) 学童の公契約条例についてはそれほど地域経済への貢献という形では現れにくい
- ⑨(委) 業務範囲の変更がない為
- ⑩(工) 公契約が活性化につながった具体例を示してほしい。
- ⑪(工) 物価の高騰や働き方改革の影響で、公契約条例対象案件の事業が地域経済・社会の活性化に繋がっている様子が分かりづらく見えにくいため

Q 5 公契約条例が適用される労働者等の範囲や労務報酬下限額など、労働者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 事業所や現場に掲示することで周知した。	22	17	17
2 各労働者へ個別に書面で周知した。	8	5	4
3 口頭により説明し、周知した。	21	12	21
4 その他	5	2	3

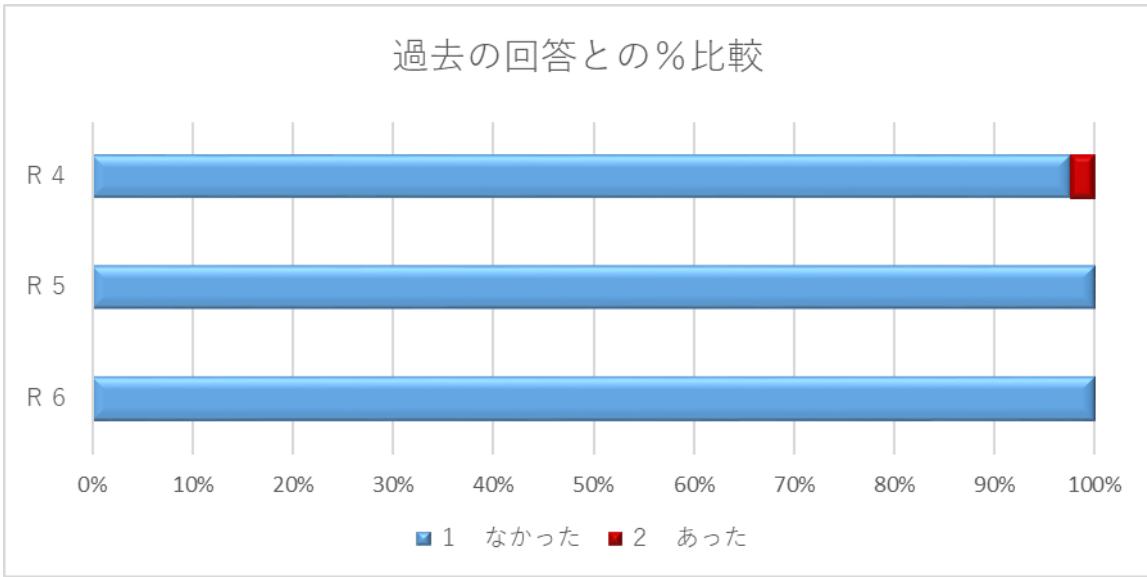


- ①(委) 雇用契約書を締結しており、公契約条例の内容を労働者へ周知する必要はないと考えています。
- ②(委) 個別雇用契約書において含んでおり、契約更新時に該当者へ説明している
- ③(委) 今後、周知いたします

- ④(委) 事業所に文書と口頭で説明する。
- ⑤(委) 労働者へ書面を回覧した
- ⑥(指) 雇用契約書を結ぶ際に説明。

Q 6 労働者等から、公契約条例に関するここと（賃金・労働者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありますか。

項目	回答数	前回	前々回
1 なかった	51	33	39
2 あった	0	0	1

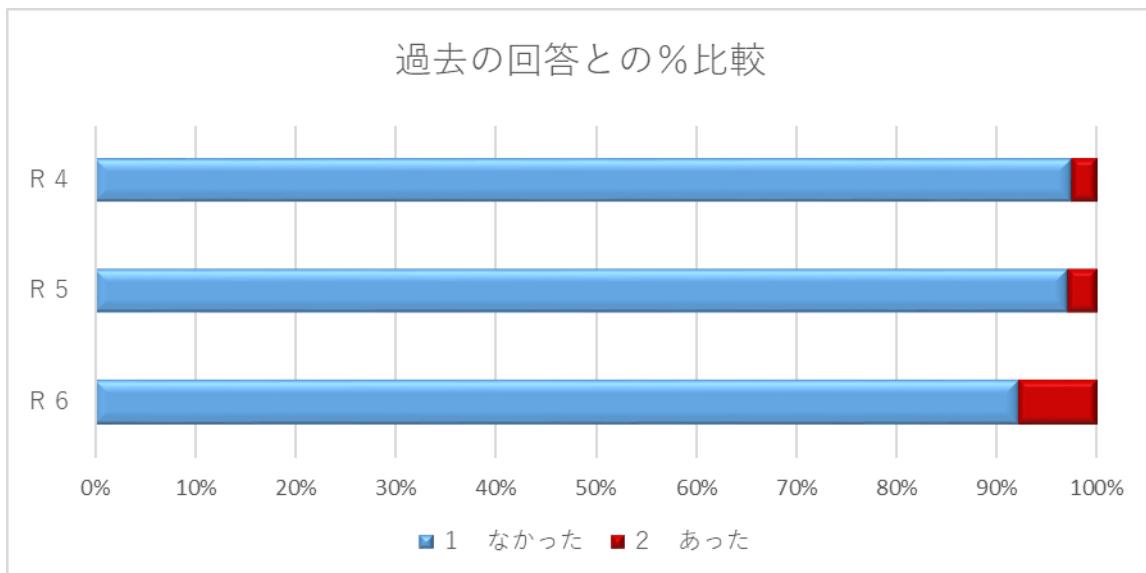
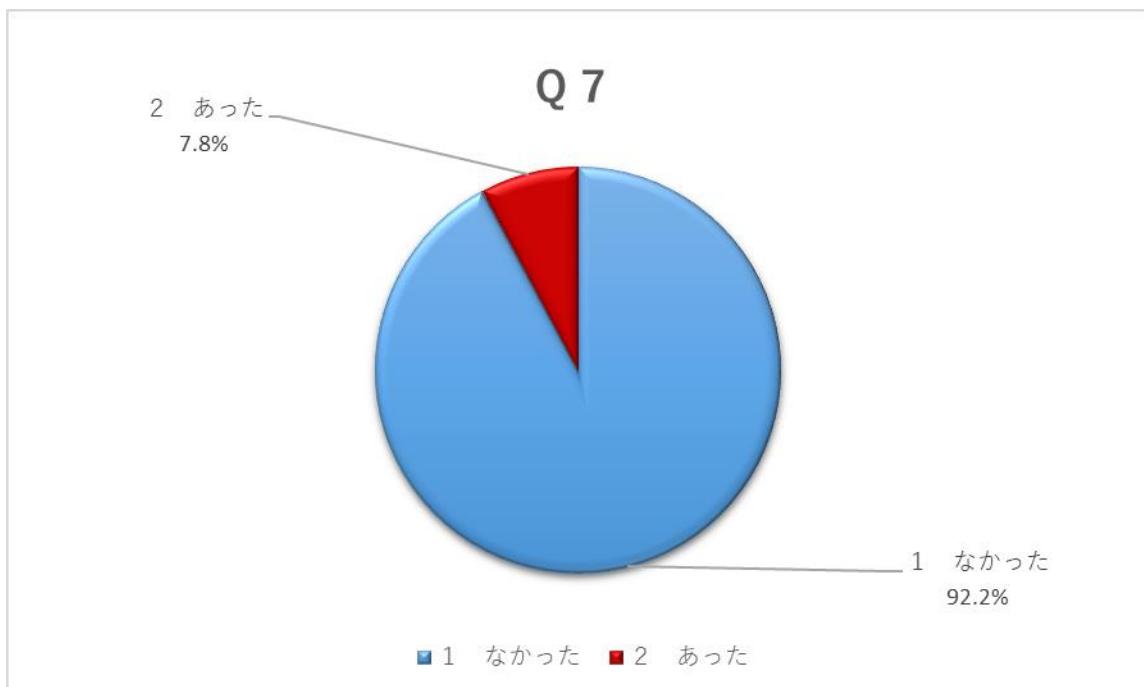


Q 7

公契約労務台帳を作成し提出するにあたって、台帳の様式など、見直しが必要と考える所はあ

りますか。

項目	回答数	前回	前々回
1 ない	47	33	38
2 ある	4	1	1



＜自由意見＞

- ①(委) 必要以上の仕事量につながってしまっている。
- ②(委) 所定労働時間が、週なのか？月なのか？年なのか？分かりづらい。労働時間や残業時間など、時間を入力する際に時間入力（○○：○○）できるようにしていただくと入力しやすいと思います。
- ③(委) 様式ではないが、用語の説明を詳しく記載してほしい。所定労働時間や総労働時間な

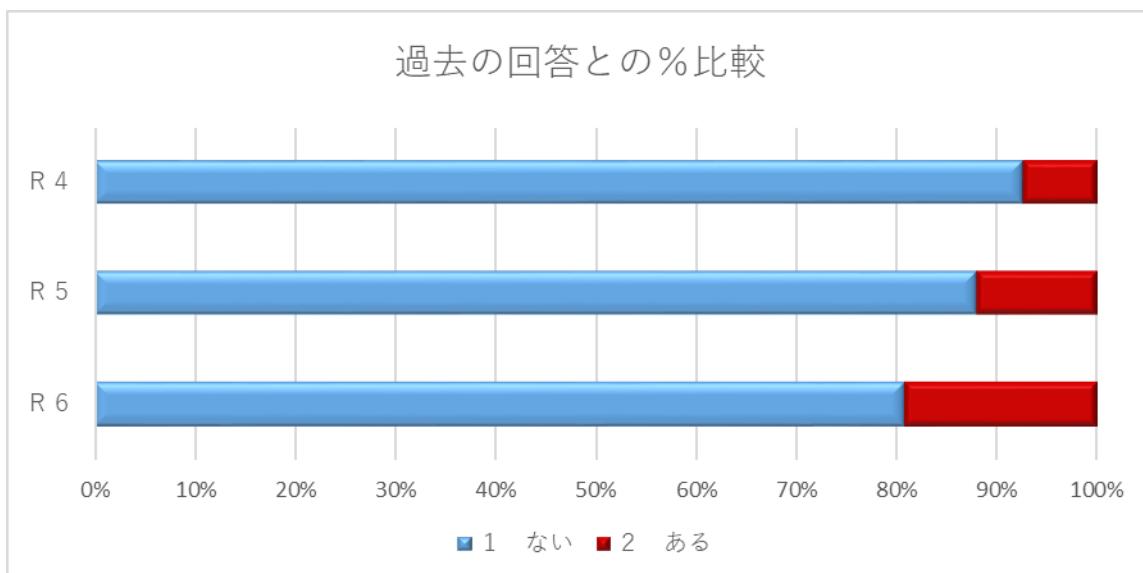
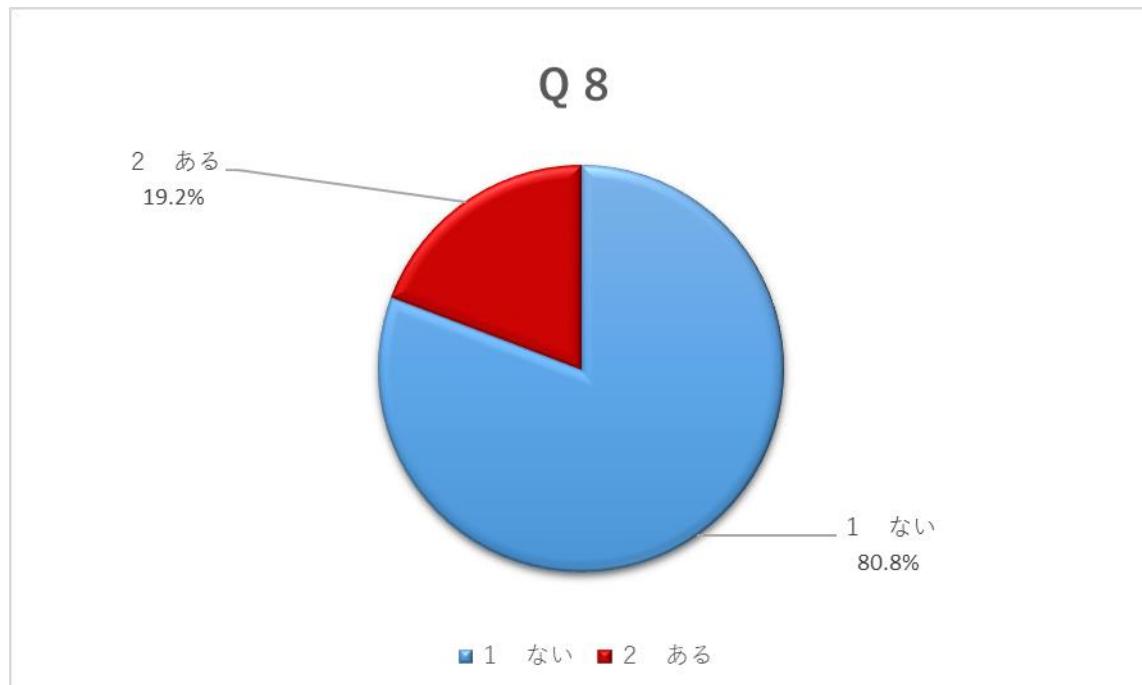
ど

④(指) エクセルで労務管理をしているが、使用データからのコピーできず手入力となり、台帳作成作業の負担がある。連携しやすい書式にしていただきたい。

Q 8 労務報酬下限額の設定金額や設定の考え方に関して、課題と考える点はありますか。

※労務報酬下限額設定の考え方：工事では公共工事設計労務単価の90%以上、委託・指定管理では生活保護水準や最低賃金を見据えた額（令和5年度は下限額1,109円以上、ただし10月からは1,113円以上）

項目	回答数	前回	前々回
1 ない	42	29	37
2 ある	10	4	3



<自由意見>

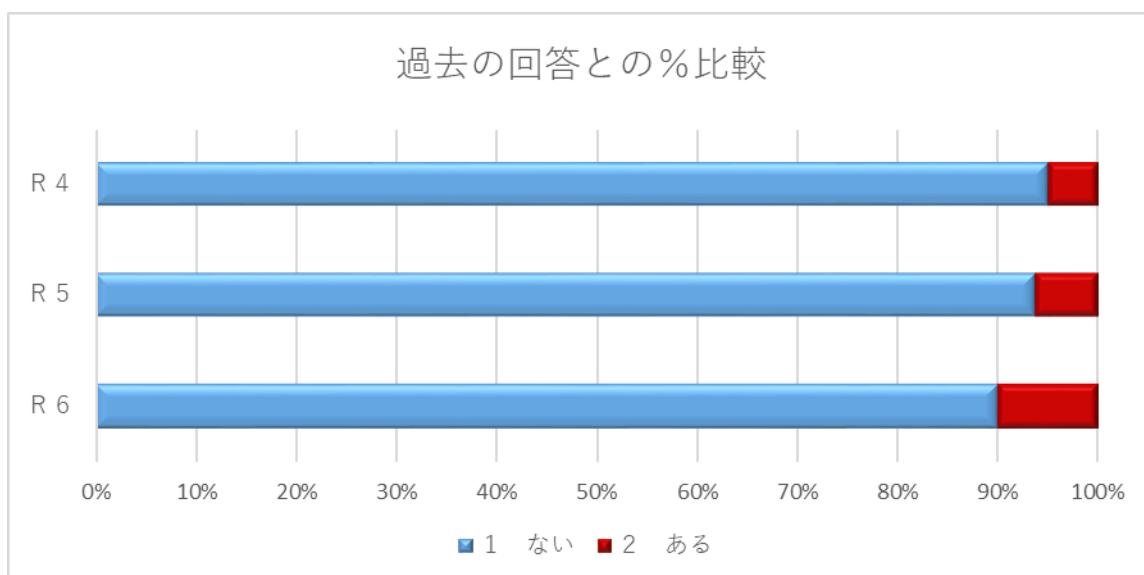
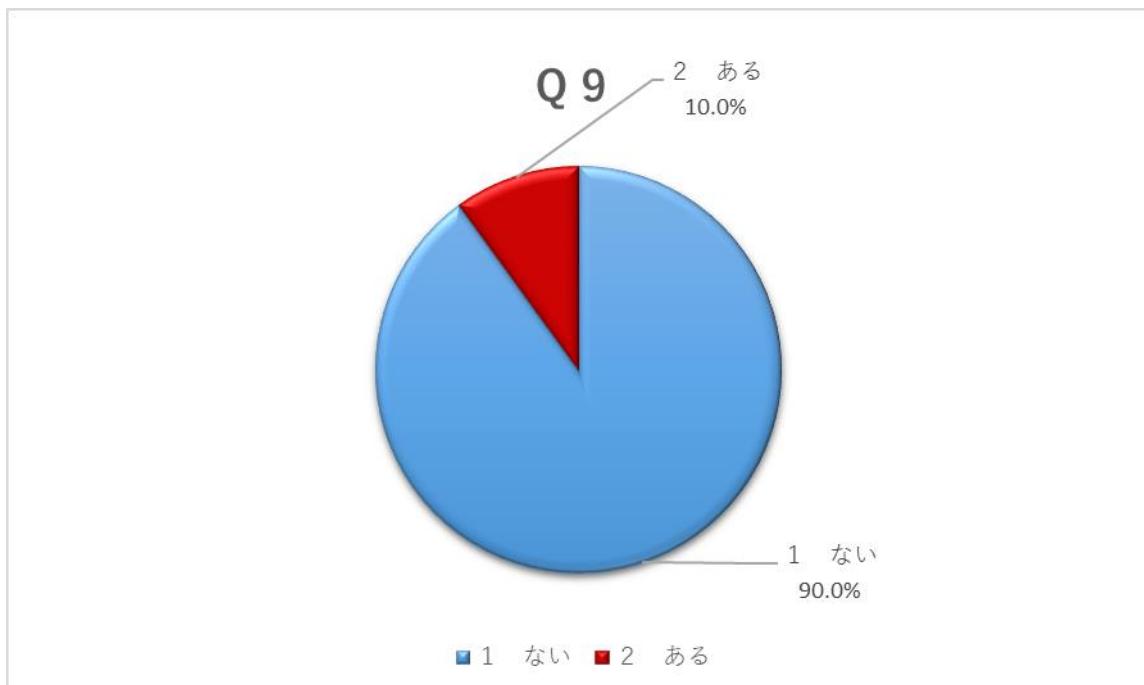
2 ある

- ①(委) 舞台関係技術者の職種があてはまるもののがなく、委託。・指定管理の最低ラインに設定されている。特殊な技術を要する職種でもあり、必要な資格や受けるべき講習も多々ある
- ②(委) 複数年契約に於いて労務単価の契約変更がなされないまま下限額が同意なしに上がる
のは契約に違反していないでしょうか？
- ③(委) 予算増額の前提で年齢制限を撤廃すれば効果が出る可能性があるかと存じます。
- ④(委) 毎年変更はかなり負担
- ⑤(委) 最低賃金を大幅に超えており、パート職員の人工費上昇に歯止めがかからない
- ⑥(委) 労働報酬下限額がどんどん上がっていく中で、業種によっては入ってくる額（委託金）
はほとんど上がらないので、運営は厳しくなっていく。人員を配置できないこともあります、
現場職員一人一人の負担は大きくなってしまう。
- ⑦(委) 委託費が 10 年前から変わらず、収入が増えない中、労働報酬下限額は、時給で 30
0 円ほど増えている。労働報酬下限額と委託費は比例してあげていかないと事業の存続
が危ぶまれる。
- ⑧(委) 最低賃金は最低の価格であり、委託事業との整合性は求められる。
- ⑨(委) 近年の政府の目標であった地域別最低賃金 全国加重平均 1,000 円以上が達成され、
新たに 2030 年半ばまでに同 1,500 円を目指すという目標の下、東京都の最低賃金が想像
以上に上昇していることから対応が必要と考えます
- ⑩(指) 最低賃金の上昇に見合っていない。今回の金額も 10 月に追いつかれる可能性が高い。
区内の公契約金額との差が大きい。

Q 9

公契約条例対象事業の業務に取り組むにあたって、困っていることやわからないこと等がありますか。

項目	回答数	前回	前々回
1 ない	45	30	38
2 ある	5	2	2



<自由意見>

2 ある

- ①(委) 対象案件とそれ以外の案件で、それを区別して支払金額を変える事は出来ないのでそれ以外の案件での対応も条例案件も区別は不可能なのでは?と思うので、対象案件以外の案件も状況調査対象にした方が良いと思う。
- ②(委) 複数年契約に於いても物価上昇などの変動に対しては発注者側の対応もお願いしたいです
- ③(委) 複数年契約を締結していますが、契約期間中は労務単価や物価（燃料費等）の見直しがされず物価上昇に対応してないことで困っています。
- ④(委) 下限金額が毎年上がっている。上げ幅が予測できない。

⑤(委) 必要以上の仕事量につながってしまっている。

Q 1 0 その他、多摩市公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

①(委) 公契約の業務の重要事項の答申条例施工状況の検証は審議会で有識者会議及び現場従事者で審議されているのでその成果を大いに期待したい。

②(委) 下限金額が毎年上がっていて、上げ幅が予測できない。

③(委) 労働報酬下限額が毎年上がっている状況で委託費は全く上がらないので、経営が非常に難しくなってきています。多摩市の各部署の中で話し合い、改善していただきたいです。

④(工) 12年たって公契約の効果があらわれていない、見えないというのはそもそも不要なものだったのではないだろうか。

⑤(指) 高齢者就労がうたわれる中、公契約金額適用の年齢制限は、差別ではないか。現状にあっていない。

公契約単価が現状に即していない。最低賃金+5%では厳しい。せめて110%程度はほしい

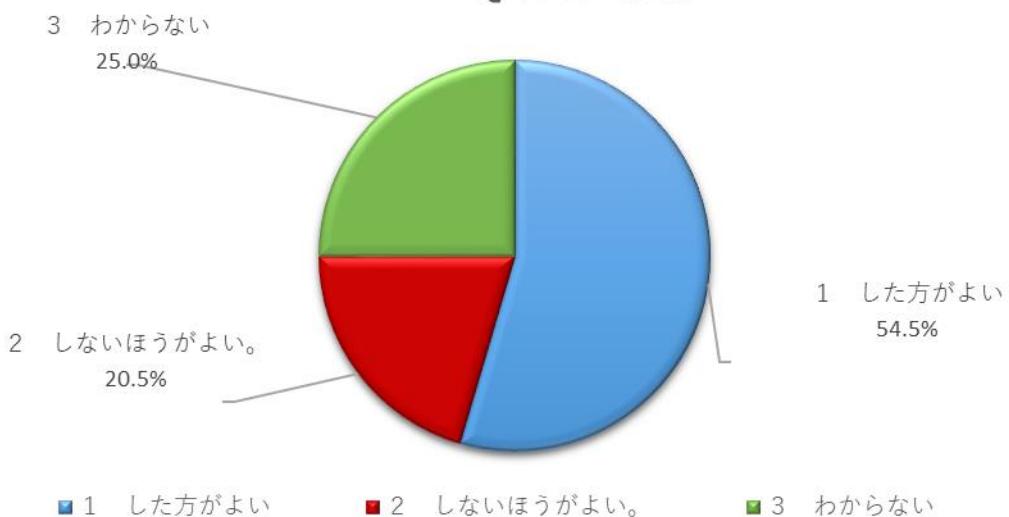
⑥(指) 指定管理者公募の際に数年間の收支予算書を提出する必要があり、数年後の時給単価が読めない状況である。収支計画の金額と実際の支給額に大きな差が出てしまい、指定管理料の収支に大きく影響してしまうため、数年間の最低賃金の計画等があればお示しいただきたい。または、指定管理者公募の際に最低時給単価を指定していただき、管理開始後に差がある場合には補填・還付等の措置をしていただきたい。

Q 1 1 60歳以上の労働者も多摩市公契約条例の適用対象とすることについて、お考えをおきかせください。

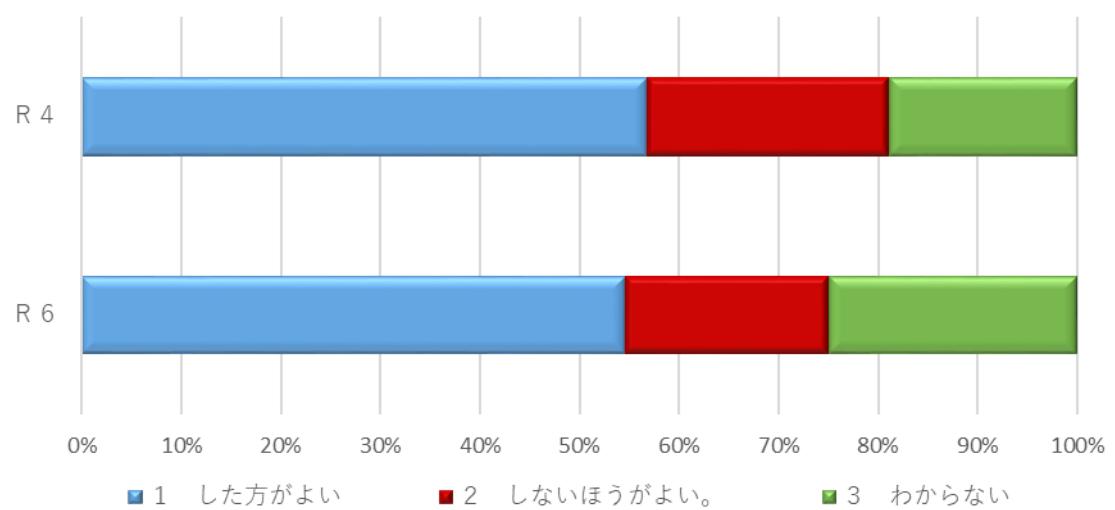
(1) 60歳以上の労働者も公契約条例の適用対象とした方が

項目	回答数	前回
1 した方がよい((2)へ)	24	21
2 しないほうがよい	9	9
3 わからない	11	7

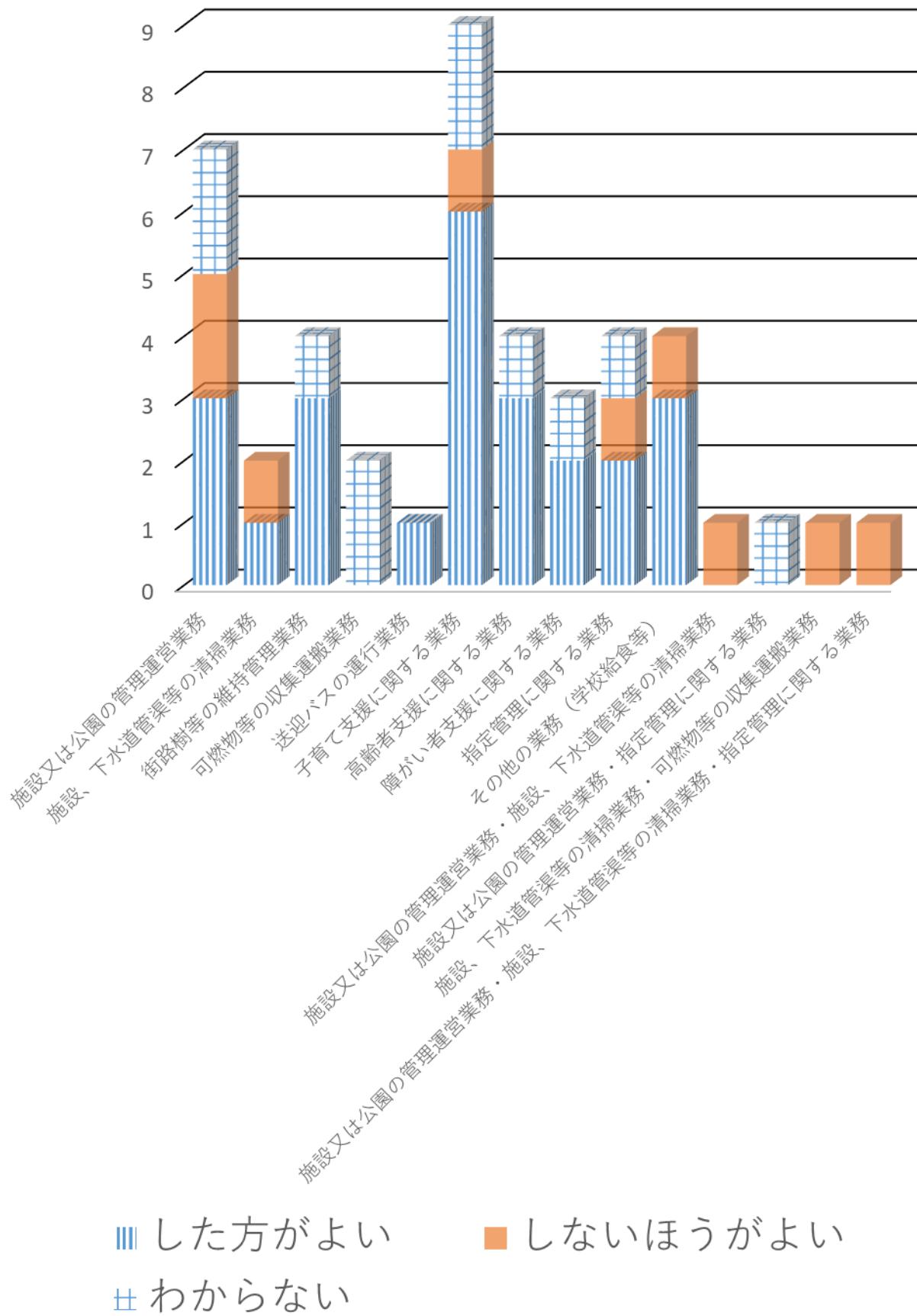
Q 1 1 (1)



過去の回答との%比較

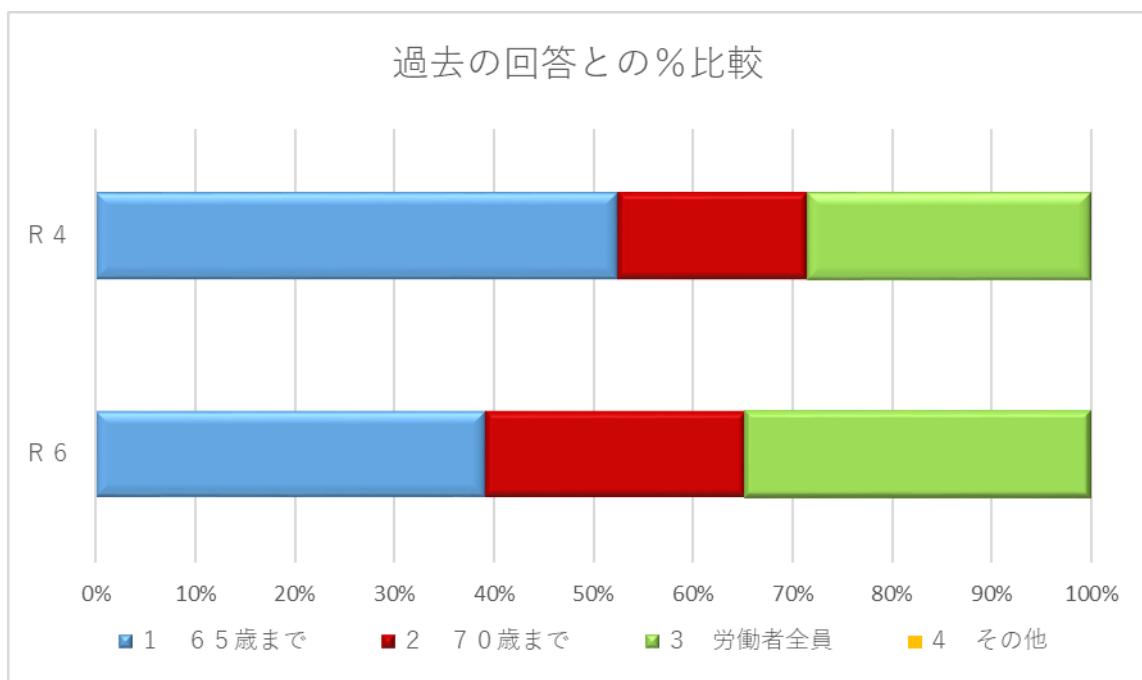
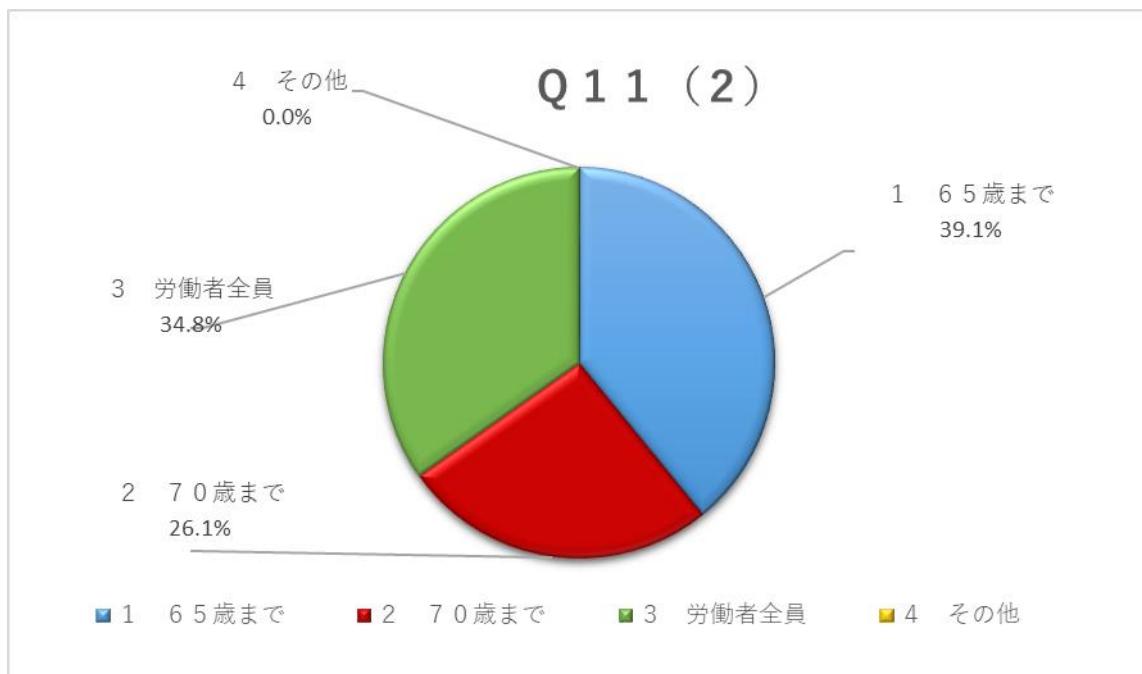


業種別回答

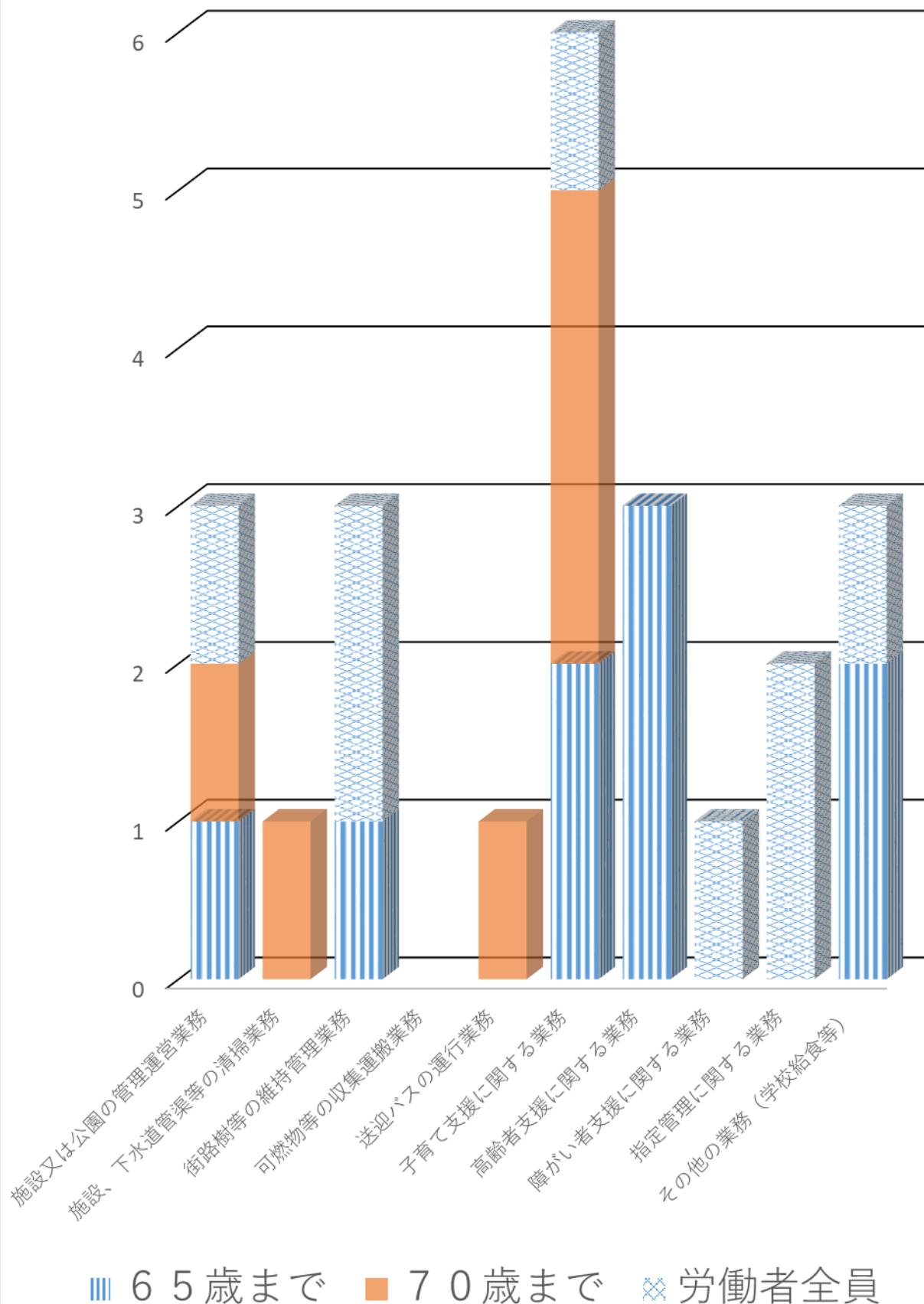


- (2) 「した方がよい」とお考えの皆さんにお伺いします。何歳まで対象がよいかお考えをお聞かせください。

項目	回答数	前回
1 65歳まで	9	11
2 70歳まで	6	4
3 労働者全員	8	6
4 その他	0	0



業種別回答

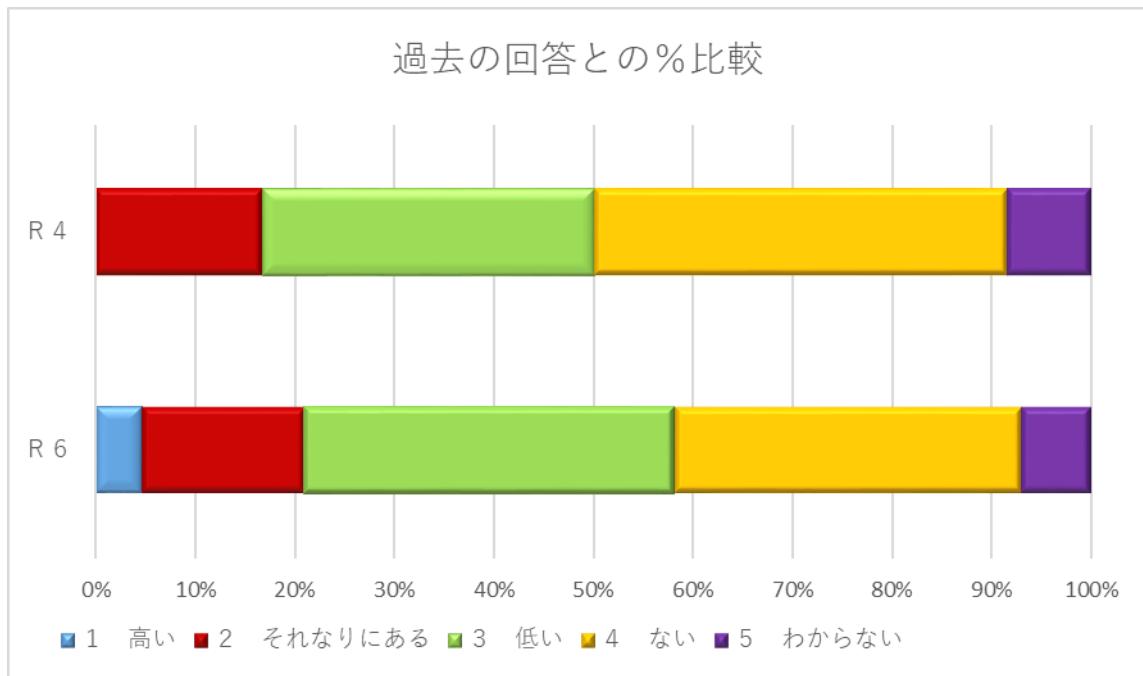
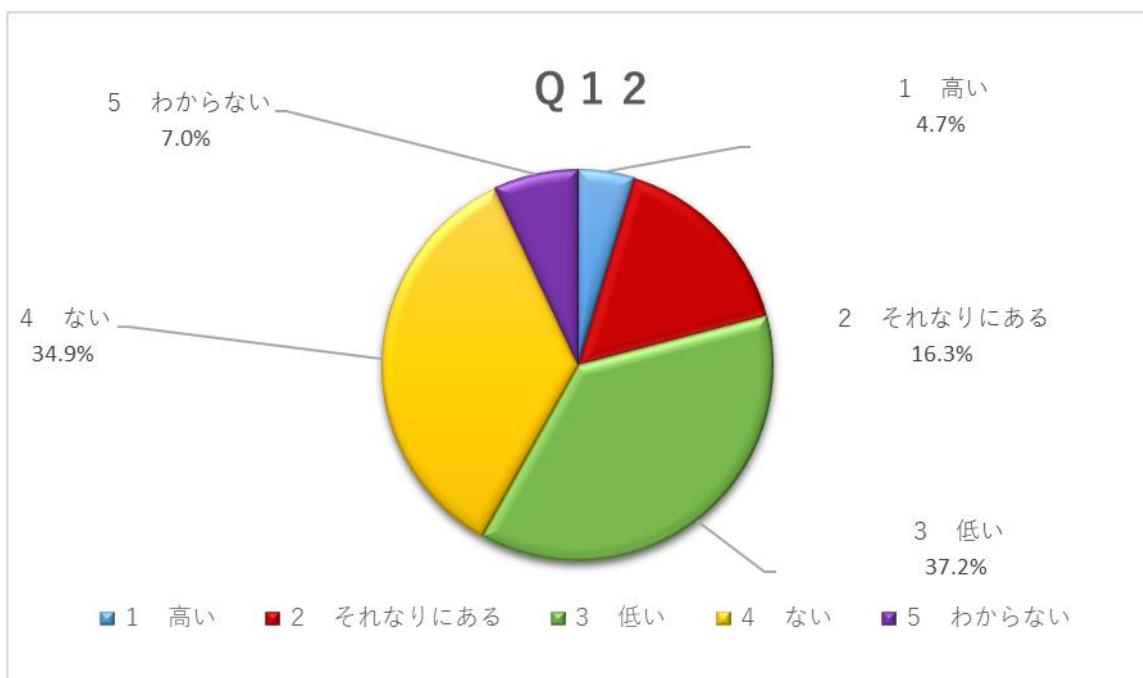


■ 65歳まで ■ 70歳まで ☒ 労働者全員

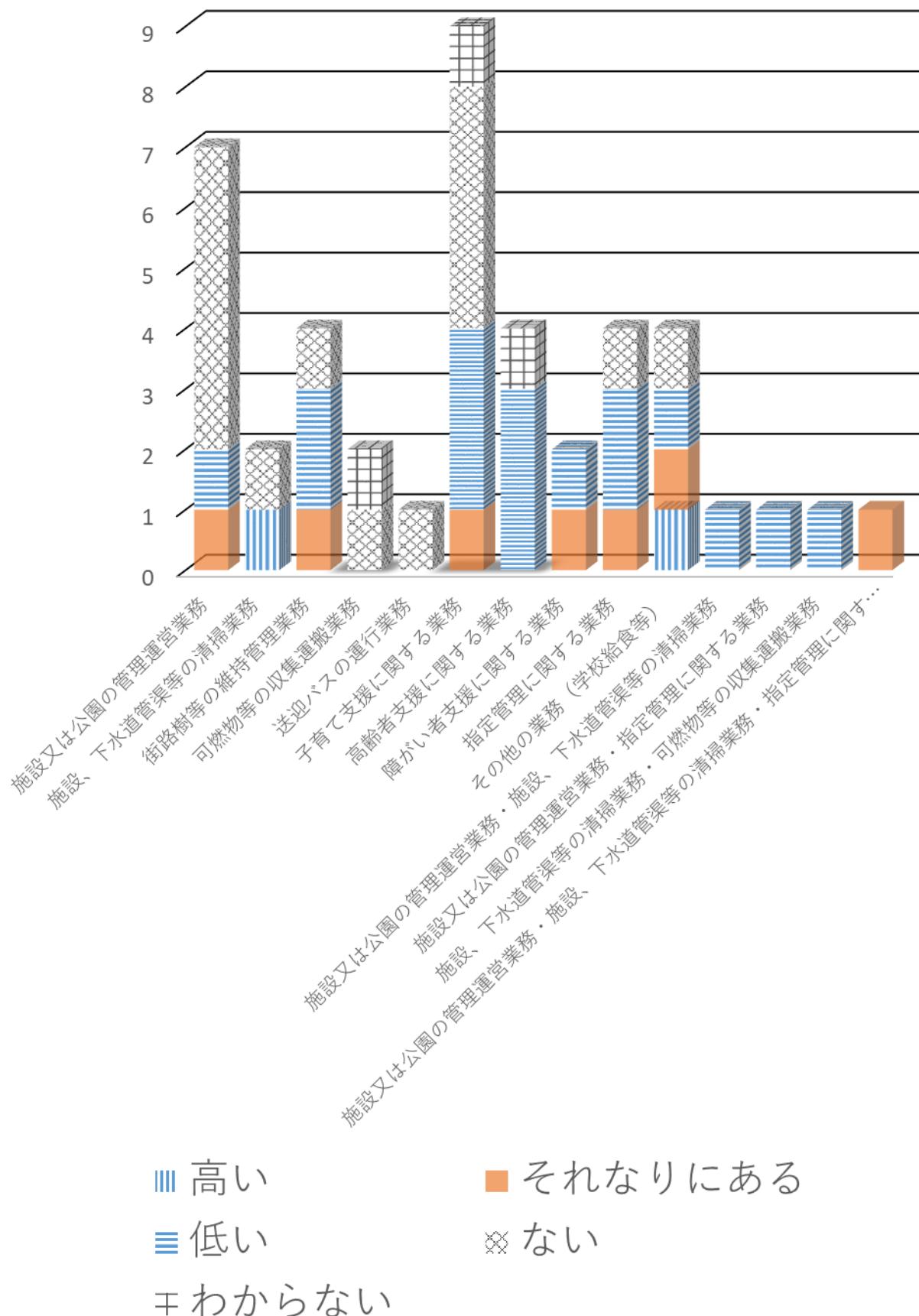
Q 1 2 60歳以上の労働者も多摩市公契約条例の適用対象とすることについて、お考えをおきかせください。

(1) 60歳以上の労働者の雇用機会減少するおそれが

項目	回答数	前回
1 高い((2)へ)	2	0
2 それなりにある((2)へ)	7	6
3 低い	16	12
4 ない	15	15
5 わからない	3	3



業種別回答



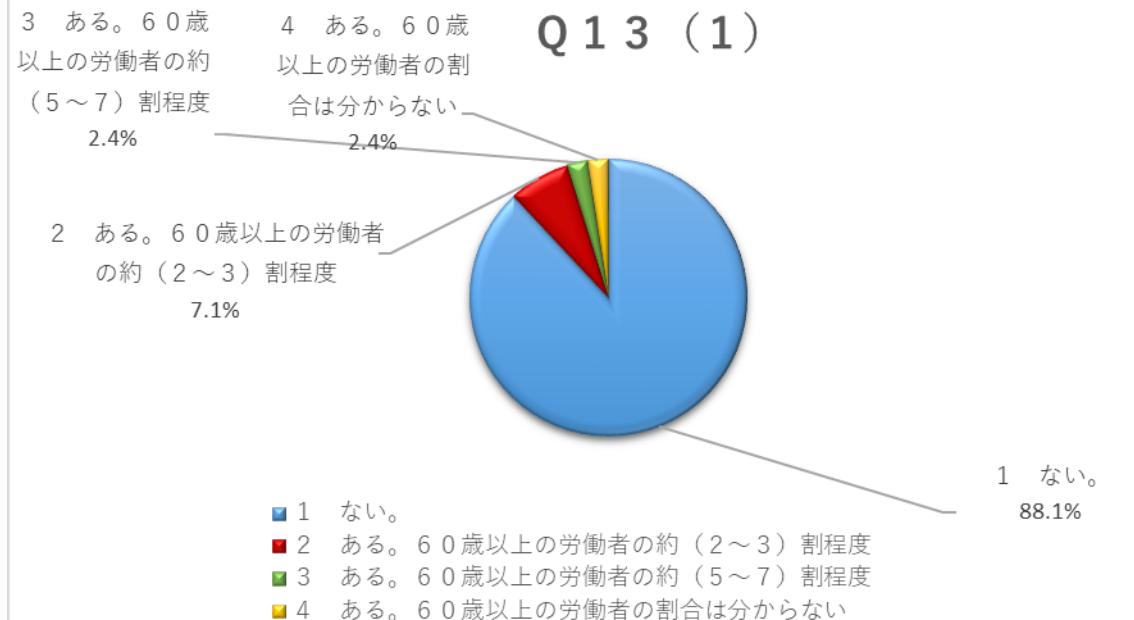
(2) 「高い」「それなりにある」とお考えの皆さんにお伺いします。具体的にどのような問題が生じることで60歳以上の労働の雇用機会が減少してしまうかをお聞かせ下さい。

- ①(委) 最低賃金の上昇の結果、それを基に勤務時間及び勤務日数減の要望が生じており、退職の意向までも伺う世代となったことから。
- ②(委) 賃金のメリットがないのであれば、事故や大けが等のリスクがより低い若い方を採用することが増えるかと存じます。
- ③(委) 60歳以上の採用者も数名在籍していますが、運転業務などは重量物を搬送することも考えられ採用時または採用後に問題が発生すると思われる。
- ④(委) 同じ事業所で、年齢で金額の差はつけづらいから。
- ⑤(委) 少少は人件費率の拡大を考慮する必要が生じるかも知れない。
- ⑥(委) 長く働いていただきたいため、同じ時給であれば60歳未満の方の採用を優先する。

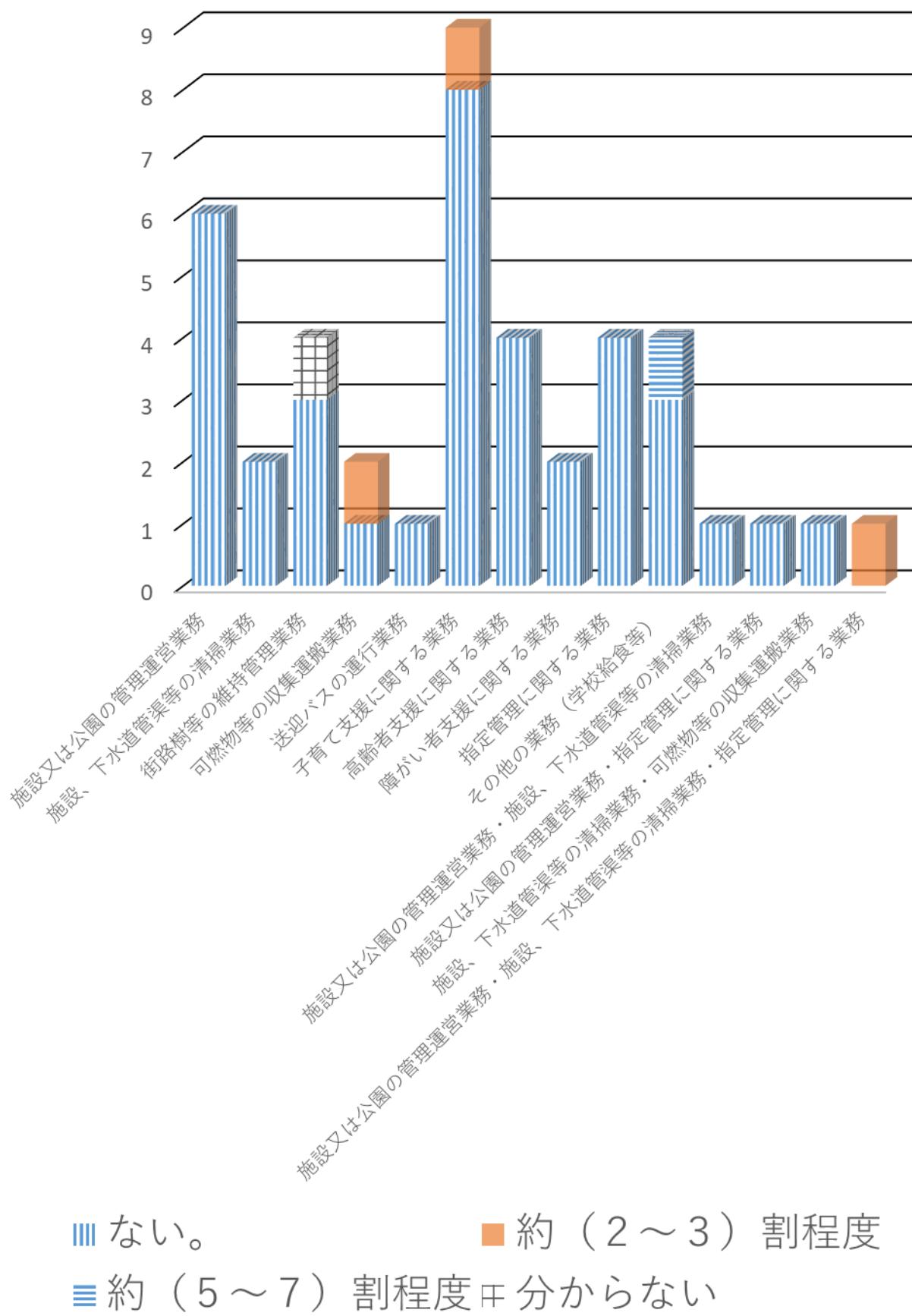
Q 1 3 今後、60歳以上の労働者も多摩市公契約条例の適用対象とする場合、60歳以上の労働者の雇用継続が難しくなる可能性はありますか。もしも、60歳以上の労働者の雇用継続が難しくなる可能性がある場合、60歳以上の労働者の中の何割程度について雇用継続が難しくなるでしょうか。

(1) 雇用継続が難しくなる可能性が

項目	回答数
1 ない。	37
2 ある。60歳以上の労働者の約（2～3）割程度 ((2)へ)	3
3 ある。60歳以上の労働者の約（5～7）割程度 ((2)へ)	1
4 ある。60歳以上の労働者の割合は分からない ((2)へ)	1



業種別回答



- (2) 可能性があるとお答えの方にお尋ねします。できるだけ多くの60歳以上の労働者の雇用継続を実現させるための方法として、適用開始までに猶予期間を置くことが考えられます。もし、適用開始までの猶予期間を置く場合には、いつからの適用開始が望ましいとお考えですか。

項目	回答数
1 令和7年4月から適用開始	0
2 令和8年4月から適用開始	0
3 令和9年4月から適用開始	1
4 令和10年4月から適用開始	2